

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第2号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～12 略</p> <p>13 略</p> <p><u>14 財団法人地方公務員安全衛生推進協会（平成3年3月20日に財団法人地方公務員安全衛生推進協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>15 略</u></p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～12 略</p> <p>13 財団法人ダム技術センター（昭和57年9月24日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p><u>14 社団法人香川県観光協会（昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。